

第2章 中間検査実施マニュアル

このマニュアルは、建築基準法第7条の3第1項の規定による中間検査を実施することについて、その検査項目、検査方法等についてまとめたものであります。

中間検査の実施の責任は、行政側にありますが、工事監理の状況の把握も重要な検査の要素であり、現場を熟知している工事監理者たる建築士にチェックシート等を記入していただくことは、短時間で効率のよい検査を行ううえで不可欠であるとの判断によるものです。

このマニュアルは、検査担当者が現場で行う確認事項について検査担当者の立場で書かれたものですが受検者側として是非ともご承知置き頂きたいと思えます。

1 現場検査のチェックシート

チェックシートの記載は、中間検査を受ける前に工事監理者がチェックしてその検査日を記載する。記載における注意事項は次のとおり。

- ① 工事監理者の検査した日付けを検査項目ごとに記入し、該当しない項目は検査日付欄に／印を記入してください。
- ② ※印欄は、検査員記入欄となりますので記入しないでください。
- ③ 検査項目を追加する必要がある場合は、その他の欄に記入してください。

2 現場検査の項目及び方法

共通事項及び構造別の現場検査の項目及び内容は、次のとおり。関係規定を（ ）書きに示す。

1 共通事項用チェックシート関係

共通事項用チェックシートの留意事項は、下記による。

1 確認の表示等

1) 確認済表示板の掲示

道路から見易いところに、規則に定める確認の表示板（たて25cm以上、よこ35cm以上）が掲げられているか目視で確認する。（法第89条第1項、規則第11条）

2) 設計図書現場への備え

工事に係る設計図書が工事現場に備えてあるかどうか、工事施工者又は工事監理者から提示を受けて確認する。（法第89条第2項）

2 敷地の安全

3) がけ、擁壁等の安全性

建築敷地及びその周囲を目視で、排水、防湿、地盤状況、がけ、擁壁など敷地の衛生及び安全に関する事項を確認する。目視できない事項は、工事監理者からの報告により確認する。

なお、がけ、擁壁、がけからの後退距離等については原則として計測して確認することとするが、工事監理者からの実測報告によることができるものとする。（法第19条、県条例第4条から第6条）

3 敷地と道路の関係など

4) 道路等の幅員、接道要件

原則として、道路等の幅員及び接道幅を計測してそれぞれの必要幅を確認する。目視で十分な寸法があると認められる場合は、工事監理者からの報告によることができるものとする。(法第43条、県条例第7条、第8条、第10条、第17条、第19条)

5) 法第42条第2項道路の道路後退

法第42条第2項により道路後退が必要な場合は、後退距離の確認及び建築物や擁壁が法第44条に抵触しないことを確認する。(法第42条第2項、法第44条)

6) 敷地形状、敷地面積の確認(境界線等)

工事監理者からの説明により敷地境界線及び敷地の形状を確認するとともに、敷地面積を確認する。工事監理者から敷地実測図の提出があれば、これを計測に代えることができるものとする。(法第52条、法第53条)

7) 建築物の配置(道路、隣地からの距離等)

建築物の配置寸法を確認して配置図と照合するとともに、関係規定に適合することを確認する。必要に応じて、工事監理者から説明を受けるものとする。

(法第56条、法第56条の2、県条例第11条、第12条、第17条第2号、第18条、第20条、第21条)

8) 外壁後退距離の確認

外壁後退距離の指定がある場合は、その計測寸法が確認図書と相違していないか確認する。

(法第54条)

9) 基礎工法等の確認

基礎の工法について、直接基礎(独立、連続、べた)、杭基礎、地盤改良の有無など工事監理者から報告を受け、必要な資料が整えてあること及びその内容が適正であることを確認する。

(法第20条、令第36条の2、令第38条)

10) 規模、間取りの確認

建築物の規模及び間取りについて、目視で確認図書と相違していないか確認する。

なお、間取り等が目視で確認できない場合は、工事監理者の報告によるものとする。

(法第6条第1項、法第28条、令第19条、令第20条)

11) 建築面積、建ぺい率の確認

建築面積を計測のうえ確認し、建ぺい率が適合しているかを確認する。なお、工事未施工の部分がある場合は、工事監理者の報告により確認するものとする。(法第53条)

12) 延べ面積、容積率との整合

延べ面積を計測のうえ容積率が適合しているか、確認図書と整合しているかを確認する。

なお、工事未施工の部分がある場合は、工事監理者の報告により確認するものとする。

(法第52条)

4 高さ制限等

13) 立面図、断面図との整合

建築物の立面、断面を、目視で確認図書と相違していないか確認して、各種高さ制限等に抵触していないかを確認する。なお、工事未施工の部分がある場合は、工事監理者の報告により確認するものとする。(法第55条、法第56条、法第56条の2)

14) 道路からの距離、高低差

前面道路による高さ制限に適用される「道路から建築物の後退距離」及び「前面道路と敷地の高低差」を確認図書と照合し確認する。なお、工事未施工の部分がある場合は、工事監理者の報告により確認するものとする。（法第56条）

15) 軒の高さ、最高の高さ、軒の出寸法等

高さ制限等の適合の判定のため、軒の高さ、最高の高さ、軒の出寸法等を設計図書と照合し確認する。なお、工事未施工の部分がある場合は、工事監理者の報告により確認するものとする。（法第6条第1項、法第21条、法第33条、法第55条、法第56条、法第56条の2）

16) 道路斜線、北側斜線等との整合

検査項目13、14、15を総合的に判断し、道路斜線制限、隣地斜線制限、北側斜線制限等に適合するか確認する。なお、工事未施工の部分がある場合は、工事監理者の報告により確認するものとする。（法第56条）

17) 日影規制との整合

日影規制の指定がある場合は、検査項目13及び15を総合的に判断して日影規制の制限に適合しているかを確認する。なお、工事未施工の部分がある場合は、工事監理者の報告により確認するものとする。（法第56条の2）

5 その他

18) 工事現場の危害の防止措置

施工者の行う工事現場の危害の防止措置（仮囲い、根切り及び山留めの危害防止、基礎工使用機械等の転倒防止、建て方、工所用材料の集積、火災の防止）が、妥当なものであるか確認する。特に、次の事項に注意すること。

（法第90条、令第136条の2の16から第136条の8）

- a) 原則として、木造の建築物で高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの又は木造以外の建築物は、高さ1.8m以上の仮囲いを設ける。（令第136条の2の16）
- b) 原則として、深さ1.5m以上の根切り工事を行う場合は、山留めを設ける。また、建築工事等における根切り及び山留めについては、山留めを補強し、排水を適当に行う等これを安全な状態に維持するための措置を講ずる。（令第136条の3）
- c) 工事現場の境界線から水平距離が5m以内で、かつ、地盤面からの高さが7m以上の場合は、鉄網又は帆布でおおう等落下物防止措置を講ずる。（令第136条の5）
- d) 建築物の建て方を行うに当たっては、仮筋かいを取り付ける等荷重又は外力による倒壊を防止するための措置を講ずる。（令第136条の6）

4 RC基礎用チェックシート関係

構造別の留意事項

鉄筋コンクリート造

検査の重要項目

- ① 法令・告示に規定されている事項の確認
- ② 各部材の材質、サイズ、鉄筋径、本数、ピッチの確認
- ③ 鉄筋の継手の種類、位置、長さ等の確認
- ④ 各部材接合部の定着方法及び定着長さ確認
- ⑤ 各部位の補強の状況確認
- ⑥ 特殊な工法や材料を使用した場合の確認

チェックシートの留意事項は、下記による。

1 使用材料

1) コンクリート等の種類、品質

コンクリートに使用するセメントその他の建築材料の種類、品質について、日本工業規格に適合していることを確認する。(法第37条、令第144条の3)

2) コンクリートの強度、調合

コンクリートの強度、調合について、コンクリート調合計画書によって、設計図書の設計基準強度以上であることを確認し、骨材の大きさ、粒度及び粒形、混和材料、コンクリートの凝固及び硬化を妨げる有害物質の有無を確認する。

なお、コンクリートの圧縮強度試験については、供試体の養生方法により試験材齢日が異なるため注意を要する。

(令第72条、令第74条、令第91条、昭56建告第1102号、平12建告第1446号)

3) 鉄筋の種類、規格

鉄筋の材質については、圧延マークや色別表示による確認方法があるが、一般的にはミルシートによる確認となる。また、圧接抜き取りによる引張試験結果で母材破断の場合の降伏点及び引張強度試験結果なども参考となる。

(令第90条、昭55建告第1794号、平12建告第1446号)

2 基礎

4) 基礎の種別の確認

基礎の種別(直接基礎、杭基礎等)を、確認図書と確認する。また、原則として異なる構造方法による基礎を併用していないかを確認する。(令第38条)

5) 支持地盤の確認

支持地盤については、直接目視できる場合は地層、構成等により判断し、また杭基礎等直接目視できない場合には、試験杭の際の堀削土標本の確認若しくは、杭の施工結果報告書等と地盤調査報告書を照合することにより確認する。

また、土質については、ボーリング等により土の試料が得られる場合は、目視で確認する。

(令第38条、令第93条、昭46建告第111号)

6) 基礎、地中梁の配置

基礎、地中梁の配置について、確認図書と確認する。(令第38条)

- 7) フーチングの形状、寸法
フーチングの形状、寸法について、確認図書と確認する。(令第38条)
- 8) ベース筋の径、配筋、かぶり厚さ
ベース筋の径、配筋、杭頭補強筋等について、確認図書と確認する。かぶり厚さについては、6 cm以上の数値が確保されているか確認する。(令第38条、令第79条)
(参考図書：配筋指針「基礎」等)
- 9) 耐圧版の厚み、配筋、かぶり厚さ
耐圧版の厚み、配筋について、設計図書と確認する。かぶり厚さについては、6 cm以上の数値が確保されているか確認する。(令第38条、令第79条)
- 10) 地盤改良の種類、施工状況
地盤改良を行った場合は、その種類及び施工状況を地盤改良施工結果報告書等で確認する。
(令第38条)
- 11) 杭の種類、工法、位置、本数、径等
杭の施工結果報告書で、その種類、工法、位置、本数、径、施工深度又は杭の心ずれ等を確認する。また、基礎や杭が偏心している場合は、ベース筋又は地中梁に対する補強鉄筋が適切に施工されているかを確認する。(令第38条、令第73条)
偏心による補強の必要性については、当初設計の余裕度により異なるため原則として構造計算により確認する。しかし、杭の偏心が10 cm程度の場合には、杭材強度の余裕度に期待し基礎ばりへの曲げ戻しを行わないのが一般的である。(参考図書：配筋指針「基礎」等)
- 12) 杭の主筋、帯筋、かぶり厚さ
場所打杭の場合は、杭の施工結果報告書及び工程写真で、その種類、位置、主筋の径及び本数、帯筋、かぶり厚さ、施工深度等を確認する。かぶり厚さについては、6 cm以上の数値が確保されているか確認する。(令第38条、令第79条)
- 13) 杭又は鉄筋の継手位置等
杭の継手又は場所打ち杭の主筋の継手位置等について、杭の施工結果報告書及び工程写真で確認する。(令第38条)

3 地中梁

- 14) 地中梁の形状、寸法
地中梁の形状、寸法について、確認図書(構造詳細図)のはり筋リストで、はりせい、はり幅等を確認する。(令第78条)
- 15) 鉄筋の径、配筋、かぶり厚さ
はり筋リストで、鉄筋径、本数、位置、あばら筋ピッチ(中子筋含む)、あばら筋のフック形状、かぶり厚さ等を確認する。かぶり厚さについては、4 cm以上の数値が確保されているかを確認する。
また、基礎や杭が偏心している場合は、地中梁に対する補強鉄筋が適切に施工されていることを確認する。(令第73条、令第78条、令第79条)
(参考図書：配筋指針「基礎ばり」等)
- 16) 鉄筋の継手位置、長さ
原則として、鉄筋の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあつては、主筋等の径の25倍以上であること、継手を引張力の最も小さい部分以外に設ける場合にあつては、主筋等の径の40倍以上であることを確認する。(令第73条)
(参考図書：JASS5「鉄筋間隔・あきの最小寸法」等)

17) 主筋の圧接状況

主筋の継手をガス圧接とする場合は、圧接部の形状を目視、計測により確認し、強度等については試験成績書などにより確認する。また、特殊鉄筋継手については、認定、評定により承認された設計施工要領書のとおり施工されているかを確認する。

(令第73条、平12建告第1463号)

18) 主筋の定着

確認図書(構造詳細図)の架構詳細図、標準仕様図等では主筋の柱への定着(柱に定着される部分の長さをその径の40倍以上)を確認する。特に、定着起点から柱折り曲げ部までの距離を確保すること及び折り曲げ部の仕口内での位置が重要なので注意を要する。

(令第73条、令第78条)(参考図書:JASS5「梁筋の定着」等)

19) 中吊り筋の位置

中吊り筋の位置を確認図書と照合し、確認する。特に、中吊り筋の下がりすぎ、第一段筋との間隔不足に注意を要する。(令第78条)

20) 梁貫通部の鉄筋補強

梁貫通部の鉄筋補強については、既製の認定品が多いので使用方法等要件を満たしているかを確認図書の標準仕様図又は認定設計施工要領で確認する。(令第78条)

4 柱

21) 柱型の形状、寸法

確認図書(構造詳細図)の柱筋リストで、柱の断面径を確認する。(令第77条)

特に柱筋の配置でX、Y方向を取り違えている場合があるので注意をする。

22) 鉄筋の径、配筋、かぶり厚さ

柱筋リストで、鉄筋径、本数、配置方向、帯筋ピッチ(中子筋含む。)、帯筋のフック形状等を、確認図書で確認する。特に柱筋の配置でX、Y方向を取り違えている場合があるので注意をする。また、柱筋と帯筋の結束については、柱の絞り部分にあそびが出やすいので注意を要する。

かぶり厚さについては、3cm以上の数値(直接土に接する柱にあっては4cm以上)が確保されているかを確認する。(令第77条、令第79条)

(参考図書:JASS5「鉄筋間隔・あきの最小寸法」、配筋指針「帯筋、副帯筋の一般形状」等)

23) 柱主筋のフーチング等への定着

柱脚部分の柱筋の収まり、柱主筋のフーチング等への定着を確認する。(令第73条)

(参考図書:配筋指針「柱脚(最下階)の配筋」等)

24) 柱主筋の継手位置

柱主筋の継手位置について、仕様書等で確認する。特に、重ね継手においては柱出隅部分の主筋端部のフックを確認し、圧接継手においては隣接する鉄筋の圧接位置相互の間隔を確認する。(令第73条)

(参考図書:JASS5「柱筋の継手の位置及び定着」、「ガス圧接継手」等)

5 床版

25) 床版の厚さ、配筋

確認図書(構造詳細図)のスラブ筋リストで厚さ、主筋方向、鉄筋ピッチ、径等を確認する。特に短辺方向に主筋が配置されているかを注意する。(令77条の2)

26) スラブ筋の定着、かぶり厚さ

スラブ筋の定着長さ、定着方法、継手位置、継手長さ、かぶり厚さ等を確認する。かぶり厚さについては、2 cm以上の数値（直接土に接する床版にあっては4 cm以上）が確保されているかを確認する。

片持ちスラブについては上端筋の位置が正しく保たれているか、定着長さが確保されていることを確認する。また、元端のスラブ厚さが確保されていることを確認する。特に、開口部を設ける場合鉄筋を切断する例が多いので、切断した鉄筋と同じ鉄筋量の補強がなされているかを確認する。（令第73条、令第77条の2、令第79条）

（参考図書：配筋指針「床スラブ配筋」、「片持スラブ」等）

6 耐力壁

27) 耐力壁の位置

確認図書の構造図で、耐力壁の位置及び厚さ（12 cm以上）等を確認する。

（令第78条の2）

28) 耐力壁の鉄筋の定着

鉄筋径、間隔、定着長さ、定着方法、継手位置、継手長さ、かぶり厚さ等を確認図書で確認し、鉄筋が各部位に定着されていることを確認する。かぶり厚さについては、3 cm以上の数値（直接土に接する壁にあっては4 cm以上）が確保されているかを確認する。

また、二次壁等ではりの落とし込みのため、壁の横筋がカットされたままで定着していないことがあるので注意を要する。壁の開口部については、特にひび割れが生じ易い部分であるので、標準仕様図のとおり補強筋の施工（差し筋）がされているかを確認する。

（令第78条の2、令第79条）

（参考図書：JASS5及び配筋指針「壁筋の定着」、「壁筋の継手位置」、「壁開口補強」等）

7 その他

29) 型枠及び打継ぎ面

型枠の締め付け、清掃状況及びコンクリート打設状況を確認する。型枠の施工や清掃及びじゅんか処理が適切に行われていない場合、断面欠損やかぶり厚さ不足となりやすいので、注意して状況の確認を行う。また、コンクリートの打継ぎ面の施工は、構造耐力上重要であるため洗浄処理等が行われていることを、ヒアリング等により確認することが望ましい。

（令第37条、令第76条、令第79条）

（参考図書：JASS5「型枠の検査」、「打継ぎ」等）

30) コンクリートの養生

コンクリートの打込み中及び打込み後の湿潤養生方法、期間、養生温度、振動・外力からの保護などについて、ヒアリング、目視等により確認する。（令第75条）

31) 型枠及び支柱の除去

型枠及び支柱の存置期間及び既存部分のコンクリート打設後の養生方法が適切に行われているか、ヒアリング、目視等により確認する。

（令第75条、令第76条、昭46建告110号）

5 鉄骨造・SRC造用（鉄骨建て方）チェックシート関係

構造別の留意事項

鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造

検査の重要項目

- ① 法令・告示に規定されている事項の確認
- ② 各部材のサイズ、材質等の確認
- ③ 各部材接合部（溶接、高力ボルト、柱脚）の外観検査
- ④ 特殊な工法や材料を使用した場合の確認

チェックシートの留意事項は、下記による。

1 使用材料等

1) 鉄骨製作工場の選定

建築物の規模等の条件に見合った鉄骨製作工場の選定を確認し、鉄骨製作要領書の提示を求めて、鉄骨製作の適正さを確認する。（令第67条、令第92条）

（参考：JASS6、鉄骨工事技術指針「工場製作編」等）

2) 鉄骨製作工場名の現場表示

選定した鉄骨製作工場名が現場の表示板に記載されていることを確認する。

（H4建設省住指発第347号）

（参考：JASS6、鉄骨工事技術指針「工場製作編」等）

3) 鋼材、高力ボルト等の種類、品質

鋼材、高力ボルト等の種類を確認し、品質について日本工業規格に適合しているかを確認する。

（法第37条、令第90条、昭55建告第1794号、令第92条の2、昭55建告第1795号、令第144条の3、平12建告第1446号）

4) 鋳鉄の使用禁止

鋳鉄は、圧縮応力又は接触応力以外の応力が存在する部分には使用してないことを確認する。

（令第64条）

5) 構造型式の確認

建築物の構造型式を確認し、柱・はり・ブレース等各部材の寸法・形状が確認図書と整合しているか確認する。（令第36条の2）

6) 基礎のひび割れ、不同沈下

基礎のひび割れ、不同沈下がないかを確認する。（令第38条）

2 柱脚

7) 柱脚の施工方法の種類

柱脚の施工方法が確認図書と整合しているかを確認する。柱脚の検査に当たっては、柱脚を構成する4つの要素（ベースプレート・アンカーボルト・ベースモルタル・基礎鉄筋コンクリート）に期待する性能が、柱脚の応力伝達の条件に対して異なることに注意する。

（令第66条、平12建告第1456号）

（参考：JASS6、鉄骨精度測定指針、鉄骨工事技術指針「工事現場施工編」等）

- 8) ベースプレートの形状、厚み等
ベースプレートの形状、厚み、据付面の状況、アンカーボルトの据付状況・取付位置、露出型固定柱脚の施工状況（認定工法の場合は、メーカーの設計施工チェックシート等による確認）等について確認する。（令第66条、平12建告第1456号）
- 9) ベースプレートのモルタル充填
ベースプレートの据付面内側にモルタルが充填してあるか確認する。（令第66条）
- 10) アンカーボルトの材質、径、長さ、本数等
アンカーボルトの材質、径、長さ、本数、配置等について、確認図書と照合確認する。ナットの高さの確認は、コンクリート上端からのボルト頭部の突出し長さが不足しているとナットのかかり代が少なくなるので注意する。また、構造耐力を負担しない建方用アンカーボルトの場合は、鉄骨工事技術指針等を参考にして確認する。
スタッドボルトを用いる柱脚の場合は、溶接の管理について確認し、スタッドボルトの径、本数、配置等について確認図書と照合する。（令第66条）
（参考：鉄骨工事技術指針「工事現場施工編」等）
- 11) アンカーボルトの締付け
アンカーボルトの締付状態を確認する。（令第66条、平12建告第1456号）

3 柱

- 12) 柱の形状、寸法
柱の形状、寸法が、確認図書と整合しているかを確認する。（令第69条）
- 13) 柱の継手位置及び継手方法
柱の継手位置及び継手方法が、確認図書と整合しているかを確認する。（令第67条）

4 はり

- 14) はりの形状、寸法
はりの形状、寸法が、確認図書と整合しているかを確認する。（令第69条）
- 15) はりの継手位置及び継手方法
はりの継手位置及び継手方法が、確認図書と整合しているかを確認する。（令第67条）
- 16) 摩擦接合の接触面の状況
母材とスプライスプレート摩擦接合面の処理方法及びその状況を、確認図書又は標準仕様図等と確認する。（令第67条、令第92条の2、平12建告第1464号）
- 17) 継手の添え板、ボルト径、本数
継手の添え板、ボルトの種類、径、本数、スプライス数、ピッチ、縁あき等について、確認図書と照合する。必要に応じて計測検査を行う。
（第67条、令第92条の2、平12建告第1464号）
- 18) 継手のボルト穴の大きさ
高力ボルト孔の径は、高力ボルトの径より2mm（高力ボルトの径が27mm以上であり、かつ、構造耐力上支障ない場合は3mm）を超えて大きくしてないかを確認する。
（令第68条第2項、令第92条の2）

19) ボルト間隔、締付け状況

ボルト相互間隔がボルト径の2.5倍以上であることを確認し、トルシア形高力ボルトの場合にはピンテールの破断とマークのずれ等により、締付状態及び共回りの有無を確認する。

JIS形六角ボルトの場合にはトルクレンチによる締付けトルクによる確認及びマークのずれにより締め付け状態及び共回りの有無を確認する。

また、必要に応じてボルト径ごとやメーカーごとに現場張力導入試験を行い、使用する高力ボルトセットの品質が変質していないか確認する。

(令第67条、令第68条、令第92条の2)

5 仕 口

20) ダイヤフラムの形状、厚さ

ダイヤフラムの形状、厚さ等について、確認図書と照合する。(令第67条)

21) 溶接方法の確認

溶接方法の種類を、突き合わせか隅肉(部分溶け込み溶接を含む)かについて、確認図書と照合する。(令第67条、令第92条)

22) 突き合わせ溶接部の開先処理等

開先形状その他の組立検査等は、工場製作における組立検査の場合と同様に行う。この場合に、開先面と近傍には、溶接に有害でない錆止めの措置がなされていることを確認する。また、超音波探傷作業に支障があるため、溶接部から15～40cm(板厚等により異なる)程度は塗装されていないかを確認する。塗装されている場合は、製品に支障がないか(例えば感度調整等)を確認する。

現場溶接部の外観検査及び超音波探傷作業については、工場製作における溶接部の受入検査と同様に行う。原則として、全数検査が行われているか確認する。(令第67条、令第92条)
(参考：JASS6、鉄骨精度測定指針、鉄骨工事技術指針「工場製作編」、UT規準、等)

23) 溶接部の状況(外観)

溶接部の外観検査は、次の項目について重点的に行う。

- a) 溶接継目の種類
- b) 溶接継目のくい違い、仕口のずれ
- c) アンダーカット等の断面欠損
- d) 割れ
- e) その他の溶接部の外観・形状

具体的な検査項目、検査方法及び判定基準は、建設省告示及びJASS6鉄骨精度検査基準を参考にする。(令第67条、令第92条、平12建告第1464号)

6 床

24) 床剛性の確保

設計図書で床構造の形式及び使用部材の種類、板厚等を照合する。(令第67条)

25) はりとの接合方法

シャーコネクター(頭付スタッド、焼抜栓溶接等)の施工状況は、施工状況報告書を審査し、現場の施工状況を目視で確認する。(令第67条)

7 ブレース

26) 垂直ブレースの配置、形状、寸法

垂直ブレースの構造形式（K型、V型、X型等）を確認図書と照合し、部材寸法、材質及び接合部（ブレース端部、柱・はり部分の補剛等）の構造詳細を確認する。

（令第67条、令第69条）

27) 床ブレースの配置、形状、寸法

床ブレースの配置、形状、寸法が、確認図書と整合しているかを確認する。

（令第67条、令第69条）

28) ブレース端部の接合状況

ブレース端部の接合方法、部材寸法、材質及び接合状況を確認する。（令第67条）

8 鉄骨鉄筋コンクリート造

29) 鉄骨のかぶり厚さ

SRC造における鉄骨のかぶり厚さが、5cm以上確保されているか確認する。

（令第79条の3）

9 その他

30) 鉄骨建方の精度

建方検査は、建入れ直しの状況、仮締めボルトの位置・本数等、倒壊防止措置等について、鉄骨建方精度報告書を審査して確認を行う。

（参考：JASS6、鉄骨精度測定指針、鉄骨工事技術指針「工場製作編」、「工事現場施工編」等）

31) 防錆措置

構造耐力上主要な部分の鉄骨部に、有効なさび止めの措置がしてあることを確認する。

（令第37条）